

⑬ 日本国特許庁 (JP)

⑭ 特許出願公開

⑫ 公開特許公報 (A)

昭59—27685

⑮ Int. Cl.³
H 04 N 5/64

識別記号

庁内整理番号
7013—5C

⑯ 公開 昭和59年(1984)2月14日

発明の数 1
審査請求 未請求

(全 4 頁)

⑰ テレビジョン受像機

⑱ 発明者 井川順三

⑲ 特 願 昭57—135891

門真市大字門真1006番地松下電
器産業株式会社内

⑳ 出 願 昭57(1982)8月4日

㉑ 出 願 人 松下電器産業株式会社

㉒ 発 明 者 寺島信武

門真市大字門真1006番地

門真市大字門真1006番地松下電
器産業株式会社内

㉓ 代 理 人 弁理士 中尾敏男 . . . 外1名

明 細 書

1、発明の名称

テレビジョン受像機

2、特許請求の範囲

- (1) ケース本体内部に反射鏡を設けたアダプタを備え、テレビジョン受像機本体に走査線の走査方向を切換えるためのスイッチを設け、前記テレビジョン受像機本体に前記アダプタを着脱可能に装着して陰極線管画面に対して垂直方向より前記反射鏡を通して画像を視認することができるようにしたテレビジョン受像機。
- (2) アダプタのテレビジョン受像機本体への装着に連動してスイッチの切換えが行なわれるように構成された特許請求の範囲第1項記載のテレビジョン受像機。
- (3) テレビジョン受像機本体の上面に水平方向の走査を切換えるためのスイッチを、下面に垂直方向の走査を切換えるためのスイッチをおのおの設けた特許請求の範囲第1項または第2項記載のテレビジョン受像機。

3、発明の詳細な説明

産業上の利用分野

本発明は、特に低インチの陰極線管を用いたテレビジョン受像機に関する。

従来例の構成とその問題点

たとえば1.5インチ、3インチの陰極線管を用いたテレビジョン受像機では、陰極線管画面の大きさより奥行き長さがはるかに大きいため通常は第1図、第2図に示すように横置きに設置して使用することが多い。なお第1図において、1は前キャビネット、2は上キャビネット、3は下キャビネット、4は陰極線管、5は偏向ヨーク、6は選局つまみ、7はチャンネル表示部、8は電源スイッチ用兼音量調整用つまみ、9はロッドアンテナ、10はハンドストラップ、11はセット脚で、下キャビネット3に対して開閉自在に設置され、開いた状態にして設置することにより陰極線管4に仰角を持たせることができる。このテレビジョン受像機を縦置きで使用する場合は第3図、第4図のように設置して第4図の矢印A、B方向

より見なければならずさらにこのテレビジョン受像機を壁に掛けて見ようとするとき実際は見る事ができなくなってしまう。また陰極線管画面を第4図の矢印A,B方向から視聴することがあることに鑑み第3図に示すように偏向コイル5による垂直方向の走査を逆に切換えるスイッチ12を設けて矢印A,Bの双方から正常に画面を視聴することができるようにしたものもある。しかるにいずれにしてもこの種テレビジョン受像機を壁に掛けて視聴しようとしても困難であるという問題がある。

発明の目的

本発明は上記問題に鑑み、陰極線管を横にしても縦にしても画面を正面から視聴することのできるテレビジョン受像機を提供しようとするものである。

発明の構成

本発明は、反射鏡を備えたアダプタを設ける一方、テレビジョン受像機本体側に走査線の走査方向を切換えることのできるスイッチを設けて、陰極線管を縦方向に設置しても、画面を正面から視

けており、一方、このスイッチ28, 29に対応してケース本体21に前記スイッチ28, 29を切換えるための突片30を一体に設けている。したがって前記ケース本体21を、テレビジョン受像機本体26の溝にリブ27を嵌合せしめて所定の位置に装着すると同時に突片30にて前記スイッチ28もしくはスイッチ29を切換えて走査線方向を変化させることができる。

ここで、第7図aが正常な走査線方向および陰極線管31に現われる正常な画面であるとするとき一方のスイッチ28は第7図bに示すように水平方向の走査を逆にするものであり、したがって、第5図に示す状態にケース本体21をテレビジョン受像機本体26に装着することにより、陰極線管31の画面には第7図bに示す状態に画面が現われ、視聴者は第5図の矢印A方向より透明保護板22を通して反射鏡23をのぞくことにより、第7図aに示すように正常に画像を視ることができる。

また、他方のスイッチ29は第7図cに示すよ

うに垂直方向の走査を逆にするものである。

実施例の説明

以下その一実施例を第5図、第6図、第7図を用いて説明する。図において21はケース本体で、一面が開口した箱状をなし開口部と直交する側面の一つに陰極線管画面より幾分大きい開孔を設けこの開孔部に透明保護板22を取付けている。このケース本体21内に反射鏡23を設ける。反射鏡23は一端をケース本体21に対して回転自在に取付け、他端に設けた軸24をケース本体21の少なくとも一方の側面に設けた円弧状孔25に嵌合させ、この円弧状孔25にそって軸24を摺動させることができるようにしている。またケース本体21には、テレビジョン受像機本体26に設けた溝(図示せず)に嵌合する一対のリブ27を相対するよう設けており、テレビジョン受像機本体26に対していずれの方向からも装着することができるようにしている。さらにテレビジョン受像機本体の上面および下面にはそれぞれ走査線方向を切換えるためのスイッチ28, 29を設

け、一方、このスイッチ28, 29に対応してケース本体21に前記スイッチ28, 29を切換えるための突片30を一体に設けている。したがって前記ケース本体21を、テレビジョン受像機本体26の溝にリブ27を嵌合せしめて所定の位置に装着すると同時に突片30にて前記スイッチ28もしくはスイッチ29を切換えて走査線方向を変化させることができる。

なお、第6図において32は水平・垂直偏向コイルであり、この偏向コイル32に供給する各偏向電流の極性を前記スイッチ28, 29で切換えて走査方向の切換えを行っている。もちろん、ケース本体21を取外せば、矢印B方向より直接陰極線管31の画像をみることができものである。したがって本構成によれば、テレビジョン受像機を壁に掛けて画面がたとえ上方を向いたとしても上記反射鏡23を備えたケース本体21を装着することにより、画面を上方からのぞき込むことなく正面から見る事ができる。また、反射鏡23の角度を変えることにより、透明保護板22に対

特開昭59-27685(3)

する陰極線管画面の位置を調整することができるが、透明保護板22内に正確に陰極線画面が入るようにあらかじめ調整しておけば、反射鏡23は固定しておいてもよいものである。また、反射鏡23を円弧状孔25の任意の位置に固定する手段としては周知の手段を用いればよい。

発明の効果

以上説明したように本発明によれば、テレビジョン受像機を正常に、すなわち横方向に置いたときはもちろんのこと、ケース本体に反射鏡を取付けたアダプタを用いることにより、キャビネットの上面、下面のどちらの方向からでも正面に正常に陰極線管画面をみることができ、この結果壁掛け状態で視聴することができ、使用範囲が広がるものである。

4、図面の簡単な説明

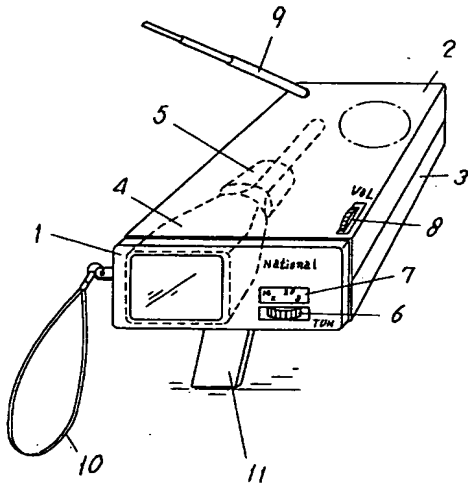
第1図は小型テレビジョン受像機の構成を示す斜視図、第2図はその一使用状態を示す斜視図、第3図はテレビジョン受像機他の例を示す斜視図、第4図はその一使用状態を示す図、第5図は

は本発明の一実施例におけるテレビジョン受像機の側断面図、第6図は本発明で用いるアダプタの斜視図、第7図a, b, cは本発明の作用効果を説明するための走査線方向および画面を示す図である。

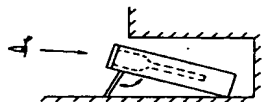
21……ケース本体、22……透明保護板、23……反射鏡、24……軸、25……円弧状孔、26……テレビジョン受像機本体、27……リップ、28, 29……スイッチ、30……突片、31……陰極線管、32……偏向コイル。

代理人の氏名 井理士 中尾 敏 男 ほか1名

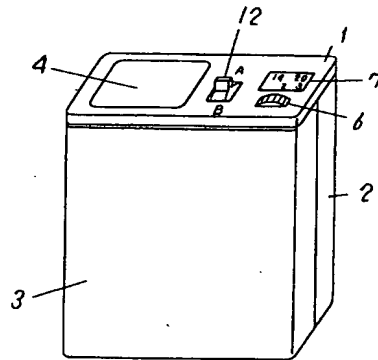
第1図



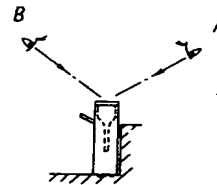
第2図



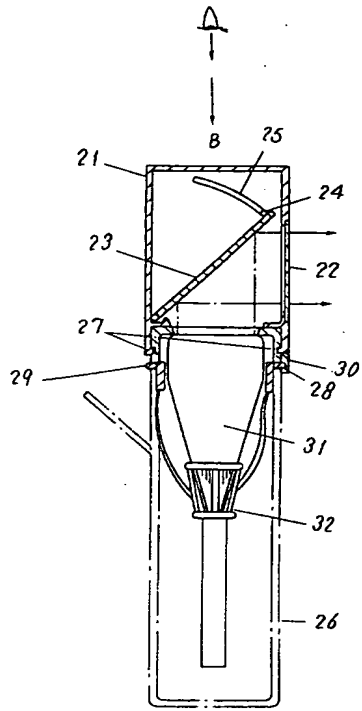
第3図



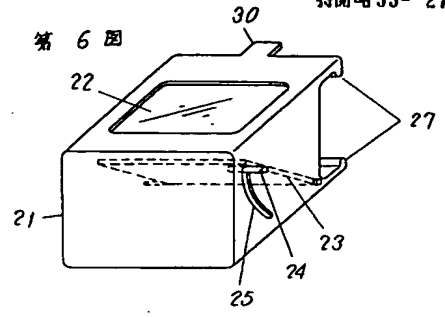
第4図



第 5 圖



第 6 圖



第 7 圖

